

## 滋賀県子育て応援戸建て住宅認定制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ハード・ソフト両面の配慮に加え立地環境においても子育てしやすい住宅を滋賀県子育て応援戸建て住宅として県が認定することで、子育てに適した住環境の整備を促すとともに、世帯形成層の県内定着を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）および住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）において定める定義によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 子どもとは、0歳から概ね12歳児（小学6年生）までの者をいい、子育てとは、これらの子どもを育てることをいう。
- (2) 分譲住宅団地とは、一戸建ての分譲住宅および住民の利便に供するための施設が集団的に建設される一団の区域をいう。
- (3) 滋賀県子育て応援戸建て住宅（以下「子育て応援住宅」という。）とは、滋賀県内の分譲住宅団地のうち、別に定める子育て応援住宅の認定対象および認定基準に適合するものとして知事が認定するものをいう。
- (4) 申請者とは、子育て応援住宅の認定を受けようとする者をいう。

### (認定対象)

第3条 この要綱に基づく認定の対象となる分譲住宅団地は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 10戸以上の新築住宅で構成される分譲住宅団地であること。
- (2) 品確法第5条第1項に基づく設計住宅性能評価書および建設住宅性能評価書を取得していること。ただし、認定を受けない住宅についてはこの限りでない。
- (3) その他法令等に違反していないこと。

### (認定基準)

第4条 子育て応援住宅の認定基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 分譲住宅団地を構成する全住宅のうち3割以上の住宅において、子育てに資する工夫がされていること。
- (2) 分譲住宅団地およびその周辺において、子育てに資する整備および一定の取組が実施されていること。

(3) 分譲住宅団地が子育てに適している立地にあること。

2 前項の認定基準に関し必要な事項は、滋賀県子育て応援戸建て住宅認定基準で定める。

#### (計画認定の申請)

第5条 申請者は、計画認定申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に2部提出するものとする。

- (1) 分譲住宅団地構成表(様式第2号)
- (2) 滋賀県子育て応援戸建て住宅チェックリスト(様式第3号)
- (3) 「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例 適合チェックリスト(様式第4号)
- (4) 位置図(周辺の施設の状況を記載)
- (5) 設計図(配置図、室内仕上げ表等、各階平面図、立面図、断面図、外構図)
- (6) 建築基準法に規定する確認済証の写し
- (7) 品確法に規定する設計住宅性能評価書の写し
- (8) その他、認定基準に適合することを確認するため、知事が必要と認める書類

2 前項の規定により認定申請書を提出した申請者は、認定を受けようとする分譲住宅団地または分譲住宅団地を構成する住宅の工事の中止等の理由により、認定申請を取り下げる場合は、すみやかに知事にその旨を通知しなければならない。

#### (計画の認定)

第6条 知事は、前条第1項の規定により申請があった分譲住宅団地について計画認定審査を行い、その計画が実行された際に認定基準に適合すると認められる場合は、計画を認定し、計画認定書(様式第5号)を交付するとともに、その概要を公表できる。認定基準に適合しないと判断した場合は、認定基準に適合しない旨の通知(様式第6号)により、申請者にその旨を通知する。

2 前項の認定については、認定の日から1年以内の期間を定めて認定する。ただし、第10条第1項に規定する竣工認定を受けた日とその期間内である場合は、竣工認定を受けた日までとする。

3 第1項の公表は、次の内容を、県のホームページ等へ掲載することにより行う。

- (1) 事業者名
- (2) 認定を受けた分譲住宅団地の所在地
- (3) 認定日
- (4) 申請書に添付された滋賀県子育て応援戸建て住宅チェックリスト(様式第3号)に記載された内容

4 第1項の規定により計画認定書の交付を受けた申請者は、計画認定を受けた分譲住宅団地であることを表示する場合、認定マーク(様式第7号)を使用し、次の各号に定める事項を記すことができる。

(1) 当該住宅が、子育て応援住宅の計画認定を受けたこと。

(2) その他、認定基準に適合した内容に関すること。

5 第1項の規定により計画認定書の交付を受けた申請者は、その後の認定に係る手続を中止する場合、または第5条第1項による申請内容のうち第4条に定める認定基準にかからない事項を変更する場合は、すみやかに変更等届出書（様式第8号）により、知事に届け出なければならない。

#### (計画変更認定申請)

第7条 前条第1項の認定を受けた日から第9条に規定する申請を行うまでの間に、第4条に定める認定基準にかかる事項について変更する場合は、認定申請書（様式第1号）に変更する事項を明示した書類を添えて、知事に2部提出しなければならない。

#### (計画変更認定)

第8条 知事は、前条の申請があった計画変更について審査を行い、その計画が実行された際に認定基準に適合すると認められる場合は、計画変更を認定し、計画変更認定書（様式第9号）を交付するとともに、その概要を公表できる。認定基準に適合しないと判断した場合は、認定基準に適合しない旨の通知（様式第6号）により、申請者にその旨を通知する。

2 前項の公表については、第6条第3項の規定を準用する。

3 第1項の規定により計画変更認定書の交付を受けた申請者は、計画認定を受けた分譲住宅団地であることを表示する場合、認定マーク（様式第7号）を使用し、第6条第4項各号に定める事項を記すことができる。

4 第1項の規定により計画変更認定書の交付を受けた申請者は、その後の認定に係る手続を中止する場合、または第7条による申請内容のうち第4条に定める認定基準にかからない事項を変更した場合、すみやかに変更等届出書（様式第8号）により、知事に届け出なければならない。

#### (竣工の届および竣工認定の申請)

第9条 申請者（計画認定を受けずに竣工認定を受けようとする者を含む。）は、竣工届兼竣工認定申請書（様式第10号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に2部提出するものとする。

(1) 品確法に規定する建設住宅性能評価書の写し

(2) 建築基準法に規定する検査済証の写し

(3) その他、認定基準に適合することを確認するため、知事が必要と認める書類

(4) 計画認定を受けずに竣工認定を受けようとする場合は、第5条第1項第1号から第6号および第8号に掲げる書類

#### (竣工の認定)

第10条 知事は、前条の規定により申請があった住宅について竣工認定審査を行い、認定基準に適合すると認められる場合は、竣工認定し、竣工認定書（様式第11号）を交付するとともに、その概要を公表できる。認定基準に適合しないと判断した場合は、認定基準に適合しない旨の通知（様式第6号）により、申請者にその旨を通知する。

- 2 前項の認定については、認定の日から1年以内の期間を定めて認定する。
- 3 第1項の公表については、第6条第3項の規定を準用する。
- 4 第1項の規定により竣工認定書の交付を受けた申請者は、竣工認定を受けた住宅であることを表示する場合、認定マーク（様式第7号）を使用し、次の各号に定める事項を記すことができる。
  - (1) 当該住宅が、子育て応援住宅の竣工認定を受けたこと。
  - (2) その他、認定基準に適合した内容に関すること。

#### (認定の更新)

第11条 申請者は、竣工届兼竣工認定申請書（様式第10号）により、認定の更新を申請することができる。

- 2 前項に規定する更新の申請は、次の各号の書類を添えて、竣工認定の期間が満了する30日前までに、知事に2部提出するものとする。
  - (1) 竣工認定時から変更した部分についての説明書類
  - (2) ソフト事業の実施状況報告
  - (3) その他、知事が必要と認める書類
- 3 知事は、第1項に規定する申請が認定基準に適合すると認められる場合は、認定更新し、竣工認定書（更新）（様式第12号）を交付するとともに、その概要を公表できる。認定基準に適合しないと判断した場合は、認定基準に適合しない旨の通知（様式第6号）により、申請者にその旨を通知する。
- 4 前項の認定については、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

#### (認定の取消)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、第6条第1項、第8条第1項もしくは第10条第1項の規定による認定または第11条第3項に規定する認定更新を取り消すことができる。

- (1) 認定対象および認定基準に適合しなくなった場合
- (2) 申請者または維持管理責任者から、認定取消申出書（様式第13号）により、認定の取消の申出があった場合
- (3) 申請者が正当な理由なく第7条または第9条に規定する申請を怠った場合

(4) 当該分譲住宅団地を構成する住宅が滅失した場合であって、第3条および第4条の規定に適合しなくなった場合

(5) その他、知事が認定を取り消す必要があると認める場合

2 知事は、前項の規定により認定を取り消すときは、認定取消通知書(様式第14号)により申請者または維持管理責任者に理由を付して通知するとともに、その旨を公表することができる。

3 前項の公表については、第6条第3項の規定を準用する。

#### (施行の細目)

第13条 この要綱の施行について必要な事項については、知事が別に定める。

#### 付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。